

令和3年3月25日

令和2年度第9回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年3月25日（木）

午後1時30分開会～午後3時55分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借の合意による解約の通知について

報告第3号 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

報告第4号 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報告第5号 農地法第4条の規定による許可書の返戻届について

4. 審議議案

議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第81号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第83号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定
について

議案第84号 非農地証明願について

議案第85号 下限面積（別段の面積）の設定について

5. 協議事項

1) 農政

報告（1） 農業会議による農業者年金加入推進巡回活動について

協議（3） 令和3年度地区座談会の開催について

2) 企画

協議（4） 令和3年度一日女性農業委員会の開催について

6. 出席委員（23名）

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋藤 真理子 委員
7番 布塚 幸子 委員
11番 中鉢 守 委員
13番 高橋 英理子 委員
16番 只埜 和臣 委員
18番 高橋 順子 委員
20番 菅原 清一 委員
22番 鈴木 至 委員
24番 齋藤 浩義 委員
26番 佐々木 政直 委員

6番 佐々木 正彦 委員
9番 菅原 ひろみ 委員
12番 渋谷 裕子 委員
15番 下山 信行 委員
17番 菅原 まり子 委員
19番 中條 泰洋 委員
21番 小野寺 正晃 委員
23番 佐々木 渉 委員
25番 熊谷 安正 委員

7. 欠席委員（3名）

8番 鈴木 淳也 委員
14番 佐々木 俊通 委員

10番 横山 藏人 委員

8. 遅刻委員（なし）

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長 伊藤 文夫
事務局長補佐 小玉 康裕
主幹兼係長 佐藤 昌紀
主査 松浦 嘉孝
事務所長 千葉 浩昭
事務所長 門間 道浩

事務局次長 新堀 秀一
事務局長補佐 真田 賢一
主幹兼係長 今野 エリ子
再任主査 鈴木 仁吉
主幹兼係長 佐藤 孝

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

それでは、ただいまから令和2年度第9回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会会長佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

それでは、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事に入ります。

本日の欠席通告者は、8番鈴木淳也委員、10番横山藏人委員、14番佐々木俊通委員であります。8番鈴木淳也委員、10番横山藏人委員、14番佐々木俊通委員から欠席の届出がございます。

出席委員、定足数に達しておりますので、令和2年度第9回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。17番菅原まり子委員、18番高橋順子委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

なお、本日の会議録書記に小玉局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、審議事項の報告に入らせていただきます。

〔報告1～5の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から5の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第78号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号254番から291番までの38か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

38か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号266番についてですが、この農地が1筆で1.8ヘクタールを超えるような、とてもいい農地だと思いますが、賃貸借の金額がとても安いのですが、その点に関して何か理由あるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号266番でございます。この農地につきましては、筆界未定地を森林と農地で分筆した土地でございます。共有地だったものを令和元年9月の農地部会で持分交換して所有権を確定した経緯がございます。こちらは、昨年1年間に耕作されていなかった土地で、譲渡人が高齢のため労力不足で耕作できなくなったということであり、譲受人に、ただで譲ってもいいから耕作していただきたいということで申請された案件でございます。譲渡人は、お金は要らないと言っていました、譲受人が、ただでは気が引けるため総額1万円ということで

申請に至りました。

以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

22番委員，よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

作付は何をする予定なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

田ということで，水稻を予定していると聞いております。

議長（佐々木政直会長）

22番委員，よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

ありがとうございます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がなければ，議案第78号，番号254番から291番までの38か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第78号，番号254番から291番までの38か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第79号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について，番号18番から19番までの2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。
19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日、3月24日午前9時から現地調査員1番、5番、7番、9番、11番、14番委員と事務局2名で現地調査をしていただきました。

それでは、現地調査員から調査結果について報告を行います。番号18番、19番を11番委員、よろしくお願ひいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号18番について報告いたします。貸住宅1棟と駐車場4台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、広い農地と宅地に囲まれた一角にあります。周囲は、東側が農地、南側が道路と宅地、西側が農地、北側が農地です。南側だけが道路と宅地に面しています。申請地の管理状況は、既に盛土されました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と見てきました。隣地境界は周りが申請人本人の農地となるため、特に問題にならないと思います。雨水の排水に関しては、南側の道路側の側溝に流す予定です。生活排水は浄化槽を利用します。

番号19番について報告いたします。貸駐車場6台分を目的とした転用です。申請地の状況は、宅地と水路に囲まれた畑です。申請地周囲の宅地は会社の敷地になります。南側は水路、西側が宅地、北側が駐車場になります。申請地の管理状況は、ネギなど野菜が作付された農地として管理されていました。農地区分については、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。隣地境界に関して農地はありませんので問題はありません。雨水の排水は南側の既存の水路へ排出し、生活排水はないです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号18番について質問します。今、現地調査員からの報告によりますと、既に盛土がされているということは、工事が始まっていると考えてよろしいのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号18番につきましては、先ほど報告5で報告しました転用計画変更による農地法第4条の返戻のあった案件でございます。昨年9月の定例総会の審議の時も、盛土がされていたということで、その時に始末書提出の意見があり、始末書はいただいている状態でございます。そこからの工事については進んでいない状況と見ております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

20番委員よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

20番です。そうすると、今回再び前回と同じ場所の申請が上がってきたということで、これは無断転用という判断でよろしいのかなと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号18番の申請地は、私の地元なのですが、今回、道路が拡幅になるというのは、この住宅を建てる上で必要である道路拡幅工事だったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら番号18番の申請の工事とは関係なく、市道の拡幅の工事でございます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。今回それは市から相談され、今回この申請に至ったのでしょうか。それと、既に前回、始末書を本人から提出していただいているようですので、無断転用ではあるのは間違いないと思います。実際、今回この計画を変更するにあたって何か理由というか、私も実際、申請者のほうには今回聞きには行っていませんので背景がよく分かりません。実際、1回議案に上がっているものなので、その背景を詳しく教えていただければと思います。その上で、再度、始末書の提出は可能かどうか、必要なかどうかの判断になるかと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号18番について、もともと市から道路拡幅の話はあつて進められていたものが、申請者自身が自分には関係ないと思っていたものが、拡幅工事が現実化し、拡幅部分が今回の申請地にかかりました。こちら道路拡幅に合わせ、分筆までされている状況となり、その結果、建築面積とか土地の面積が当初の計画から変わったため、建築面積も変更して今回の申請となります。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20番委員

20番（菅原清一委員）

20番です。無断転用ということで始末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員

21番（小野寺正晃委員）

21番です。始末書については必要だと思いますが、前回始末書を提出していただいていますので、今ある始末書と同じ内容の始末書をまた今回も提出させるのはどうかと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。25番委員

25番（熊谷安正委員）

25番です。市道の拡幅工事のために事業計画変更するために前回申請を返戻されたため、再度提出の必要はないと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号18番に関して、6番委員、ご意見をまとめていただきたいと思います。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号18番に関しまして、現地調査員より既に盛土がなされているというご報告がありました。その報告に対しまして、20番、21番よりご質問があり、無断転用に該当するのではないかという意見があり、会長職務代理者からも意見をいただきました。

前回の申請時に事前着工の無断転用に関する始末書を提出がなされてはおりませんので、今回の場合、公共工事による計画の変更等のため、再び始末書を提出していただく必要ないということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

6番委員のまとめでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第79号、番号18番、19番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第79号、番号18番、19番の2か件のうち、19番1か件について意見相当と認め、県に進達いたします。番号18番1か件については、会長及び県知事宛ての始末書と無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第80号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号208番から222番までの15か件のうち、番号220番は、議案第81号の番号29番と関連であることから、番号220番1か件については議案第81号に併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号208番から222番までの15か件のうち、番号220番1か件を除く14か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。

それでは、現地調査員から現地調査結果について報告していただきます。番号208番を、9番委員、報告お願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号208番について報告いたします。居宅1棟、農業用倉庫1棟、車庫1棟、駐車場4台分を目的とした転用です。申請地周辺は宅地と農地に囲まれた所で、東側の南半分の部分は山林、東側の北半分の部分は農地で、南側は市道を挟んで神社があり、西側は宅地、北側は市道を挟んで住宅がありました。申請地の管理状況については除草管理がなされておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と見てきました。周辺農地への影響については、土盛りをして東西にブロック積みの土留めをする予定であり、雨水は既存の水路へ排水し、生活排水は浄化槽へ流す予定とのことで問題ないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号209番を7番委員、報告お願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号209番について報告いたします。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした転用です。申請地の周辺は門道の西側にあり、東側が門道を挟んで畑、南側が畑、西側も畑、北側が畑を挟んで居宅であります。申請地の管理状況は、耕起されておりました。農地区分は10ヘクタール以上の集団農地の第1種農地で原

則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続されているため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響ですが、雨水は門道東側の既存の水路へ流し、生活排水は浄化槽を設置することと、四方が申請者の農地ですので、別段影響はないと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号210番，211番，212番を11番委員，報告お願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号210番を報告いたします。転用目的は従業員駐車場8台分です。申請地は道路と宅地に囲まれた休耕田です。申請地周辺の状況は、東側が歩道，南側が駐車場，西側が駐車場，北側が会社敷地になっています。申請地の管理状況は，1年に1回程度の除草管理がされているようです。木などは生えていません。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。周辺には農地がありません。雨水の排水は北側既存の水路へ排出し，生活排水はありません。

続いて，番号211番について報告いたします。宅地分譲8区画を目的とした転用です。申請地は宅地に囲まれた休耕田です。周囲四方を宅地に囲まれております。申請地の管理状況は草刈り跡が見られました。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。隣地境界は農地がないので問題ありません。雨水の排水は下水道へ，生活排水も下水道へ流されます。

続いて，番号212番について報告いたします。転用目的は居宅1棟，車庫1棟，倉庫1棟，駐車場6台分です。申請地の立地は，南面が農地，北面が宅地に囲まれた所です。申請地周辺の状況は，東側が道路を挟んで農地，南側が農地，西側が宅地，北側が宅地です。申請地の管理状況は，今年の稲の刈取り後に耕起した跡が見られました。農地区分は，10ヘクタール以上の一団の農用地で，土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で，原則は転用不許可だが居住者に必要な施設であり，集落に接続して設置しているため，例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響としては，北面を盛土して隣地境界を法面処理で対応しています。雨水の排水は法面の下の東側に側溝を設置し，既存の側溝に流す状況です。生活排水は浄化槽を利用するようですので問題はありまません。

19番（中條泰洋委員）

番号213番，214番を1番委員，報告お願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。それでは，番号213番，214番について報告いたします。宅地分譲5区画を目的とした転用です。申請地は住宅地と農地に囲まれた場所です。申請地周辺の状況は，東側が住宅，西側は私道を挟んで住宅，南側は水路を挟んで市道，北側は水路を挟んで農地がありました。申請地の管理状況は，除草管理がなされており良好と見てまいりました。申請地内に柿の木2本がございますが，これは伐採するものと思っております。農地区分は，宅地，事業用地などが連担する区域に属する農地であることから，第3種農地でございます。周辺農地への影響ですが，農地と接する北側にはL型擁壁を施工いたします。雨水対策は北側の水路に自然排水し，生活排水につきましては公共下水道を利用するもので問題はありません。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号215番を9番委員，報告お願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号215番について報告いたします。共同住宅2棟，駐車場16台分を目的とした転用です。申請地は住宅地の中にある農地です。申請地周辺の状況は，東側は水路を挟んで田，南側はアパート，西側は道路を挟んで田，北側は市道を挟んで住宅です。申請地の管理状況は，稲作した跡があり，耕起してありました。農地区分は，宅地，事業用地などが連担する区域に属する農地であることから第3種農地と見てきました。周辺農地への影響については東側と西側に，ブロック2段積みで土留めをする予定であり，雨水は既存の水路を使用し排水し，生活排水は浄化槽へ流すことで，影響はないものと思われれます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号216番を5番委員，報告お願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号216番について報告いたします。太陽光発電パネル150枚の設置を目的とした転用です。申請地は高台にあり，申請地周辺の状況につきましては，東側と北側は農地，南側は道路を挟んで宅地，西側は雑種地と私道を挟んで伐採

された山林でした。申請地の管理状況は雑草繁茂の状況でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と見てきました。周辺への影響について、北側は農地ですが、坂の上にありますので問題ないと思います。排水は自然浸透で周囲をフェンスで囲む予定だそうです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号217番を7番委員，報告お願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

番号217番について報告いたします。従業員駐車場7台分を目的とした転用です。申請地は駐車場と緑地の間にあります。申請地周辺の状況は、東側が宅地，西側に店舗，南側は駐車場，北側は緑地であり，駐車場として利用しておりました。申請地の管理状況は，耕起の跡，転圧した跡がありました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定された区域であることから，第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響ですが，農地がありませんので，影響はないものと思われます。雨水の排水は南側の水路を利用するとのことでした。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号218番，219番を5番委員，報告お願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号218番について報告いたします。牧場を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，東側に畑，北側に畑と宅地，西側は開けた山林で，南側は刈り払いされた山林でした。申請地の管理状況は，樹木が何本か立っていてクマザサもたくさん生えているような状況でした。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と見てきました。周辺への影響については，申請地は1段下がった土地で，雨水の排水は自然浸透で処理することで，問題ないと見てまいりました。

続いて，番号219番について報告いたします。太陽光発電パネル191枚設置を目的とした転用です。申請地は，北側に竹林，三方を宅地に囲まれており，南側に向かって下がる段々の土地でした。東側は道路を挟んで宅地，南側も道路を挟んで宅地，東側は水路を挟んで宅地でした。申請地の管理状況は，よく除草管理されておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については，南側に

畑はありますが、東側は、池につながる雨水の排水路があることから、問題ないと見てまいりました。周辺はフェンスで囲む予定になっております。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号221番，222番を11番委員，報告お願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番委員です。番号221番について報告いたします。大型駐車場20台，重機置場，砕石等置場を目的とした転用です。申請地は，水田と宅地に囲まれた休耕田です。申請地周辺の状況は，東側が会社敷地，南側が会社敷地，西側が農地で水田，北側も農地で水田となっています。申請地の管理状況は，1年に1回程度の除草管理がされている様子です。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。隣地境界，周囲農地への影響について，隣地境界は，西面は法面処理，北面も法面処理を行い，雨水の排水は，法面処理の周囲に側溝を設置し，南東側の既存水路へ排出するほか，生活排水はないことから問題ありません。

番号222番について報告いたします。太陽光発電パネル336枚の設置を目的とした転用です。申請地は，農地と太陽光発電パネルに囲まれた窪地にある休耕田です。申請地の管理状況は，草だけが短くて，モア刈りした後か耕起した後，草が伸びたのか分かりませんが，轍の跡が見える感じでした。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と見てまいりました。申請地周辺の状況は，東側が沼地になっています。農地に当たるのは南側だけで，南側は高低差が三，四メートルほど高い台地となっています。周辺農地への影響は，雨水の排水を南側の水路へ流すことで問題ありません。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

14か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号208番ですが，売買の単価がほかの農地法第5条の単価，周りの

状況と比べまして金額が大分安いと思われませんが、何か理由等あればお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号208番でございます。売買単価が安い理由としては、今回、業者が間に入っていますが、その業者ではなくて、以前に違う業者に当該農地の売買価格について尋ねたところ、この位ではないかということでお話があったので、そのままの金額で売買するというところでございます。根拠といたしましては、土地の評価額、その位ではないかということで話があったので、それをそのまま売買金額ということで申請が上がってきております。

議長（佐々木政直会長）

23番委員、よろしいですか。

23番（佐々木渉委員）

はい、分かりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第80号番号208番から222番までの15か件のうち、番号220番1か件を除く14か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第80号番号208番から222番までの15か件のうち、番号220番1か件を除く14か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

ここで、3時10分まで暫時休憩いたします。

〔午後3時00分から午後3時10分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第81号農地転用事業計画変更承認申請について、番号29番、30番の2か件と、議案第80号、番号220番1か件を合わせた3か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告をしていただきます。番号29番、議案第80号220番を7番委員、報告お願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。議案第81号の事業計画変更番号29番、議案第80号の220番と関連です。申請地の周辺は住宅地となっております。申請地の状況ですが、北側およそ2分の1位が畑として利用されており、道路側のほうが駐車場として利用されておりました。農地区分は都市計画区域内で用途指定された区域であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺に農地はございませんので、農地への影響はないものと思われまます。雨水は西側に側溝、南側にも側溝があり、そこへ流すそうです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第81号、番号29番、30番の2か件と、議案第80号、番号220番1か件を合わせた3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第81号、番号29番、30番の2か件と、議案第80号、番号220番1か件を合わせた3か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第82号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号521番から618番までの98か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号546番は●番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号546番1か件を先に審議することといたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室・着席願います。

[●番 ●委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第82号、番号546番1か件を了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第82号、番号546番1か件を承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

[●番 ●委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

続いて、番号546番1か件を除く97か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号546番1か件を除く97か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第82号、番号521番から618番までの98か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第83号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定について、番号93番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第83号、番号93番1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第83号、番号93番1か件について承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第84号非農地証明願について、番号14番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号14番について11番委員，報告お願ひいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号14番について報告いたします。申請地の状況については、居宅敷地内の北西の角に位置しており、宅地の一部として使用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、居宅が平成元年に建てられており、登記は平成2年に行われ、その際にブロック塀も隣の農地との境界に設置してあり、その当時から宅地課税がされています。当時の施工業者がブロック塀の位置を誤って設置したことが原因と考えられます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第84号，番号14番 1 案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第84号，番号14番 1 案件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第85号下限面積（別段の面積）の設定について、1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第85号、1 案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第85号、1 案件について承認いたします。

これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、協議事項に入ります。

初めに、農政の報告（1）農業会議による農業者年金加入推進巡回活動について、事務局より説明願います。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）農業会議による農業者年金加入推進巡回活動については終了いたします。

次に、農政の協議（3）令和3年度地区座談会の開催について、事務局より説明願います。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありました。何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（３）令和３年度地区座談会の開催については原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（３）令和３年度地区座談会の開催については、原案のとおり決定いたします。

次に、企画の協議（４）令和３年度一日女性農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありました。何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（４）令和３年度一日女性農業委員会の開催については原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、異議なしとのことで、企画の協議（４）令和３年度一日女性農業委員会の開催については、原案のとおり決定いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局、委員から報告並びに連絡事項はございませんか。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。委員の皆様からも何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ほかにないようですので、これで令和2年度第9回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時55分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 まり子

委 員 高 橋 順 子